

児童相談所における一時保護の手続等の在り方
に関する検討会
第4回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会（第4回）

議事次第

日 時：令和2年12月16日（水）18：00～20：00

場 所：TKP新橋カンファレンスセンターホール15D（15階）

1. 開 会

2. 議 事

一時保護の解除にあたっての手続等に関する検討

3. 閉 会

2020-12-16 第4回児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会

○金子虐待防止対策推進室長補佐 定刻となりましたので、ただいまから、第4回「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、久保野構成員、小平構成員、鈴木構成員、高田構成員、土居構成員、橋本佳子構成員、藤林構成員は、ウェブ会議での御参加となっております。なお、久保野構成員からは遅刻の御連絡を、鈴木構成員からは早退の御連絡をいただいております。

また、引き続き、法務省より平田参事官、最高裁判所より木村課長にも御出席いただいております。

なお、本日、局長の渡辺は、公務の都合により、欠席とさせていただきます。

カメラの頭撮りはここまでとさせていただきます。

これより先の議事は、吉田座長にお願いいたします。

○吉田座長 皆さん、こんばんは。座長の吉田でございます。本日も、どうぞよろしくお願いたします。

事務局から、資料の確認等をお願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室長補佐 資料の確認をいたします。

資料1が「一時保護の解除にあたっての手続等に関する検討事項について」、構成員提出資料として宮口構成員提出資料、その他、参考資料でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

早速、議事に入ってまいりたいと思います。

本日の議題は、「一時保護の解除にあたっての手続等に関する検討」となっております。

本日は、事務局からの資料1の説明に続いて、宮口構成員から御提出いただいた資料について10分程度御説明いただきます。その後で、記載された論点等に関し、項目ごとに御議論いただきたいと思いますと考えております。

まず、事務局より、資料1について御説明をお願いいたします。

○野村大臣官房総務課企画官 企画官の野村でございます。

資料1について、御説明させていただければと思います。「一時保護の解除にあたっての手続等に関する検討事項について」ということです。

1枚おめくりいただいて、目次でございますが、この資料は2つの柱を御用意させていただいております。一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方、一時保護の解除後の処遇の決定手続における課題ということで一つ、もう一つが保護者指導・支援の在り方でございます。

そこで、3ページを御確認いただければと思います。アセスメントやカンファレンスの在り方、一時保護解除後の処遇の決定手続における課題について、まず、アセスメントやカンファレンスの在り方についての「現状」でございますけれども、子供の虐待対応の手引きの中に、家庭復帰できるかどうかの慎重なアセスメントが重要であることや親子関係を再構築するための支援も必要であるとされてございます。この点、令和元年の児童福祉法等の改正により、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、子供の状況の把握その他の措置により子供の安全を確保することが児童相談所の業務であることが明確化されたというところがございます。また、家庭復帰に際してのアセスメントで確認するものということで、手引きにおいて、保護者の発言内容の調査確認、保護者が約束した行動の確認、親子関係の変化の確認、一時保護前後の家庭環境調査などを行うこととされているところでございます。家庭復帰に際して、チェックリスト等を活用して客観性を担保することも必要とされてございます。加えて、手引きでは、児童相談所が援助を行うに当たり、判定会議により総合的見地から援助方針を立てる必要があるとされてございます。

4ページを御覧いただければと思います。子供への説明・意見聴取の部分でございますが、一時保護ガイドラインの中ではどのように記載されているかと申し上げます、家庭復帰後も相談や支援をしていくことを分かりやすく伝える、子供に安心感を持たせるためにそういうことを分かりやすく伝えることが必要、里親委託や施設入所等へ移行する場合、子供の意見や気持ちを十分に聴く、新たな養育場所に関する情報の提供に加えて、移行時における丁寧な支援が必要とされてございます。一方で、児童相談所で意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は59%にとどまっているという状況がございます。

(3)として、解除後の処遇の決定手続における課題、保護者の費用負担の部分について、現状を整理させていただいてございます。児童福祉法第27条第1項第3号、入所等の措置において、本人またはその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じて、必要な費用の全部または一部を徴収することができることとされております。一方、虐待など保護者から入所の同意を取りにくい場合、地方自治体の判断で保護者に費用負担を求めないという柔軟な運用ができるようにすべきではないかという御意見も、この部分については様々にいただいているという状況がございます。

こうしたことを踏まえまして、5ページ目でございます。「論点」として、(1)一時保護解除にあたってのアセスメントについて、一時保護の解除後に重篤な死亡事例が発生したことを受け、近年の死亡事例の検証結果において、一時保護解除時の適切なアセスメントが求められていることも踏まえ、アセスメントの質の向上のためにどのような方策があり得るのか。(2)カンファレンスについて、適切な判断、決定が行われるためのカンファレンスの在り方をどう考えるか。(3)児童の意見表明について、一時保護解除に当たり、解除後の処分について児童の意見を聴く仕組みや意見表明を支援する仕組み、解除時に一時保護中の処遇について児童からアンケートを取ることなどについてどう考えるか。(4)一時保護解除後の処遇の決定手続における課題、措置に係る保護者の費用負担につ

いて、他制度や一般子育て家庭との負担の公平性が担保されなくなる可能性があることから、措置に係る保護者の費用徴収が行われているが、その在り方についてどのように考えるかというところを論点として御用意させていただいております。

その後、6ページから、参考資料を御用意しております。

7ページに、チェックリスト。

8ページ、9ページは、実態把握調査の結果でございますので、割愛させていただきます。

10ページに、措置に係る費用の支弁について、児童福祉法のコンメンタルでどのような考え方が示されているかということをお紹介させていただいております。児童福祉法による措置及び保育の実施について、貧富にかかわらず要保護という要件に該当すれば福祉の措置もしくは保育の実施を取るという考え方です。費用の徴収は、本人またはその扶養義務者の負担能力に応じてその費用の全部または一部を徴収するものである、費用を徴収することは、主務大臣、都道府県の知事または市町村の長の義務である、といった旨が記載されています。

11ページには、児童福祉法第56条第2項、費用の徴収の規定ですけれども、それと同様の規定があるものを少し御参考で御紹介させていただいております。

12ページに、徴収金の基準額を御用意しております。

続いて、14ページを御覧いただければと思います。保護者の指導・支援の在り方で、こちらまた14ページ以降で「現状」と「論点」を掲げさせていただいております。「現状」について、(1)児童相談所及び市区町村における保護者支援・指導の在り方について、平成28年の改正法で、国、都道府県、市区町村の役割と責務が明確化されております。都道府県及び市区町村の権限等についても規定がありまして、児童相談や子育て支援により対応すべきケースについて児童相談所から市区町村への送致を28年の改正法で新設、同改正法で児童相談所による指導措置（通所・在宅）について委託先として市区町村の追加もされてございます。平成30年度児相の相談対応件数は約59万件、市区町村の相談対応件数は42万件といったところでございますが、都道府県から市区町村の指導委託の件数は97件、市区町村への送致件数は4,300件強といった状況でございます。また、市区町村への事案送致について、判断基準も意思決定の手順も明確化されていないと回答した児相が約7割といった状況でございます。加えて、一時保護された児童が解除後にそのまま家庭復帰する割合は、実態把握調査によれば約7割ですし、措置を解除された児童は平成30年度で約6,800人がございますけれども、措置解除の理由として最も多いのは家庭環境の改善によるもので約5割程度いるといったところがございます。

15ページでございますけれども、保護者支援プログラムの活用促進についてといったところです。保護者支援プログラムは、家族再統合に向けた保護者支援を行う方法の一つとしてございます。この点、児相での保護者支援プログラムの実施状況については、少し整理させていただきました。全国の125か所の児童相談所のうち、保護者支援プログラムを実

施している児童相談所が約7割、ただ、適用ケースの数として、平均値は年間13件、中央値が5件といった状況でございます。既存プログラムの実施について、児相の職員が実施しているという割合が50%を超えておりまして、外部機関との連携で実施している割合が21%です。一方で、既存プログラムをそのまま使わないといったところもございます。また、外部機関に協力を求めている理由としては、児童相談所よりもいい関係の下で保護者にプログラムを受講させるためであったり、児童相談所職員の業務時間をプログラム実施に割けないためといった理由で外部機関に協力を求めているといったところがございます。実施しているプログラムの課題としては、職員数が不足、資格を持った職員がいないといったことがございます。なお、令和元年の児童虐待防止法の改正で、児童相談所は、児童虐待を行った保護者に対し、児童福祉司指導を行う場合には、医学的または心理学的知見に基づく指導を行うべき旨の努力義務が規定されております。

16ページでございますが、今度、保護者指導における司法関与の在り方でございます。第28条第1項第1号もしくは第2号ただし書または第2項ただし書の承認あるいは措置に関する承認の申立てがあったときに、承認の審判をする場合、保護者に対する指導措置を取ることが相当であると認めるとき、家裁は都道府県に対して勧告することができること従前はされております。平成29年の児童福祉法の改正で、審判前の段階でも保護者指導勧告ができる、また、却下の審判を行う場合においても保護者指導勧告ができることされております。ただ、改正法の施行前後で保護者指導勧告が出された件数に変化はなく、実績に乏しいといった状況がございます。

17ページでございますが、平成28年に行われた検討会での議論も少し御紹介させていただいております。児相長等の申立てにより、家庭裁判所が保護者が従うべき養育環境の改善計画を作成し保護者に従いを命じる仕組みが考えられるという指摘があった一方で、裁判所による家庭への過度の介入となる危険を防ぐ方法がなく憲法上の制約があるといった議論もされているということがございます。（4）として、保護者指導勧告の活用促進について、令和元年7月に、課長通知を発出させていただいて、保護者指導勧告が出された事例に関し、ケースの概要や勧告を求めた背景を含めて周知を行うなどしております。

18ページ、それらを踏まえまして、論点として、6点、御用意しております。児童相談所による保護者指導・支援の現在の状況をどのように評価するか、保護者指導・支援の質の担保のための主体や指導委託の在り方をどのように考えるか、保護者指導・支援の質を担保する方策についてどのように考えるか、保護者支援プログラムの活用についてどう考えるかということが、保護者支援・指導の在り方ということで論点が3つ。保護者指導における司法関与の在り方で、平成29年改正で対象場面が拡大した保護者指導勧告についてどのように評価をするか、平成29年改正後の制度の利用実態を踏まえ保護者指導における司法関与の在り方についてどう考えるか、現状の保護者指導勧告制度の活用促進のための方策についてどう考えるか、以上、3つを御用意しております。

以下、19ページから、また参考資料を御用意しております。19ページ、親子の再統合に

関する法令・通知等の記載を御用意しております。

21ページに、市町村への指導委託・市町村送致の実績ということで、平成29年度と平成30年度の数字を御用意しております。

22ページでございますが、児童相談所と市区町村との協働のための仕組みの整備状況で、例えば、その協働の前提となるリスクアセスメントシートの運用ですけれども、児相と市区町村で協働運用しているのは、児相で65%、市町村で47.8%という状況、また、児相への事案送致、市区町村への事案送致のいずれも、全体の約7割が判断基準や意思決定の手順が明文化されていないという状況がございます。

加えて、24ページですけれども、都道府県・市区町村間のICT活用に関する国の取組で、補助の内容について御紹介する資料を御用意させていただいております。

25ページ、26ページ、27ページは、一時保護解除後に家庭復帰した児童数とか、施設等を退所した児童、その理由の内訳ということで御用意しているデータでございます。

28ページ、29ページ、30ページは、保護者支援プログラムの例で、非常に多くございますが、様々な保護者支援プログラムがあるといったことを御確認いただければと思っております。

そういった状況で、31ページ、児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況で、回答があった125か所の児童相談所のうち保護者支援プログラムを実施する児童相談所の割合といったものを御用意しております。

32ページも、同様にそういったところのデータでございます。

33ページ、保護者支援プログラムの活用促進に関する現状の国の取組で、児童心理司が行う心理療法等に加え、保護者支援プログラムの実施も含めたカウンセリングについて、外部の精神科医等の協力を得て保護者への支援・指導実施を実施する場合や外部委託を行う場合の費用への補助ということで御用意している一方、ハンドブックの作成、マニュアルの作成などをしております。

34ページ、先ほど申し上げた補助の部分での事業、保護者指導・カウンセリング強化事業で1枚ポンチ絵を御用意しておりますが、下の「拡充内容」の右隅に令和2年度概算要求とありますけれども、保険者指導支援員の配置、カウンセリング事業、資格取得支援事業など、拡充、統合、創設ということで書かせていただいております。

資料の説明としては、以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

続きまして、宮口構成員提出資料の御説明をお願いいたします。

○宮口構成員 チャイルド・リソース・センターの宮口といたします。よろしく願いいたします。

お手元の資料なのですが、**「保護者支援の実際」**というところで、私の方ではCRCにおける親子関係再構築の実践についてお話しさせていただきたいと思っております。

ページをめくっていただいて、まず、私たちの団体についてお話しします。チャイルド・

リソース・センターというのですけれども、CRCと呼んでいます。今、大阪府や堺市の児童相談所などの委託を受けて、被虐待児と保護者に向けて、親子関係再構築プログラム、「CRC親子プログラム ふあり」というものを提供しています。今年で14年目になります。プログラムは2007年から提供させていただいて、今までで、170組以上の親子、その中にはお父さんとお母さんで参加されたり、親子にしたら400人以上が修了しています。ほかには、「安心感の輪」子育てプログラムの提供やや社会的養護に関わる支援者支援もさせていただいています。

このCRC親子プログラムがなぜ始めたかというところで、まず、プログラム開発までをお話しさせていただきたいと思っております。もともと私は15年前は大阪府の児童相談所の児童福祉司だったのです。当時、児童虐待防止法ができて間もない頃で、とにかく保護の件数は増えて、日々の業務は安全確認と保護みたいな形で日々追われていました。その中で、子供を保護した親御さんから、子供を奪うだけ奪ってあんたら何してくれんねんということを追られたり、逆に、子供を安全な場所に保護してやっと保護できたとほっとして、その中で、子供から、家に帰りたい、ママのところに戻りたいと言われてたり、自分たちは言葉に詰まるみたいなことがありました。その中で、親子が再び安全に暮らすには何ができるのだろうかということが、当時の児童相談所の私に突きつけられたテーマになりました。当時の児童相談所の中でできることはないかということで、さまざまな親教育プログラム勉強して業務の中で試してみたいなことをしていたのですけれども、限界がありました。児童相談所の立場では難しい、簡単ではないと思った理由として、ここにも書いてありますように、親子の関係再構築に特化した専門的な支援というノウハウ、虐待する親への理解するための十分な知識も当時は持っていませんでしたし、保護、子供の命が第一優先という中では、継続指導を親御さんと約束して子供のことを一緒に考えていきましょうといっても、なかなか面接を定期的にとることができませんでした。緊急ケースが入ったら面接日時を変更するようなこともありました。その中で一番大きな問題だと思ったのは、児童相談所が処遇決定の機関という限界もあるかなということがありました。当時、自分が児童福祉司だったときには、親御さんが協力的であったり支援・指導に乗ってくれるみたいな感じになると、関係ができたと思ってしまって、家庭復帰になったりもするのですけれども、その後、また再虐待が起こることが実際にありました。その中で保護者の方から言われた言葉の中では、児相に本当のことを言ったら返してくれへんやんか、最終的には児相には本当のことを言われへんというところを私も突きつけられたこともありました。そういうことがある中で、知っていったものがカナダのプログラムだったので。カナダでは民間の児童保護機関とは別の民間のNPOが親子支援・再統合のプログラムをしていることを知りました。実際に退職して、カナダのブリティッシュコロンビア州のプログラムを見に行きました。たくさんのNPOがある中で私はプロジェクトペアレントというプログラムを参考にしたのですけれども、何が一番大きかったかというところ、親子に直接働きかけるというところでした。私は、それを見て、これだと思ったのです。その理由は、

親子と共に過ごして働きかけること。なぜかといいますと、児童相談所で出会った親御さんたちはほとんど養育モデルを持たない方たちで、知識を伝えるとか、スキルを伝えるというレベルだけでお伝えしても、なかなか現実に子供を養育していくことはできないという中で、その体験を共有していく中で親の役割を伝えていくというプログラムを見て、これだと思いました。そのカナダのプログラムの構造や内容を勉強して参考にさせていただきながら、「CRC親子プログラム ふぁり」を大阪でどんな形でできるだろうかということで作りました。

次のページでいきますと、CRCの親子プログラム、CRCの親子関係再構築は、「子供にとっての安心基地ということ親と支援者が共に考えていくプロセス」と思っています。これが私たちが一番大切にすることです。

次のページに行きます。それを行うときに必要な3つの柱を私たちは大事にしています。バイオグラフィーとアタッチメントとソーシャルワークという3つを柱にしています。バイオグラフィーは人生の軌跡とかという意味です。虐待をしてしまった親御さんや虐待を受けた子供のこれまでの人生をどうだったのかということを受け止め、子供の欲求に親が気づけるように、アタッチメントの視点が持てるようにということで親を支え、その子供と親が何に困っていてどんなことを助けてほしいと思っているのかということ支援者で共有していく、つなげるというソーシャルワーク。この3つがなければ、プログラムは成り立たないと考え、3つを柱にしています。

対象とする親子はどういう親子かと申しますと、乳幼児から小学校低学年までの子供とその親になります。児童相談所と対立関係がある方が多くて、今まで28条ケースも何件もやっております。面会に行っても、実際に親御さんたちは子供とうまく関わられません。子供にたくさん泣かれてもう来るのが嫌になってしまったり、お菓子ばかり持ってきて与えたり、質問攻めにして子供を遠ざけてしまったりしてしまう中で、なかなか面会に行ってもうまくいかないという人たちが対象になっています。適切な養育モデルを持たないというところは本当に皆さん共通で、被虐待体験の方は8～9割あると考えています。人とつながらないという人が多いと考えています。

次ページです。そういう人たちを対象に、プログラムのふぁりというものをこんな形でやっています。またこれはざっと中身を見ていただいたらと思います。親子と一緒に体験の共有をすることと、児童相談所、施設、里親さんとも協働しています。3者で協働する中で一緒にやるのが特徴になっています。

どんな構成でやってるかというものが次のページになります。プログラムの中身については、今日はお話ししません。親時間、子供時間、交流時間とやって、ビデオに映したり、私たちも一緒におやつを食べたり、一緒に御飯を食べるという体験の共有もしたりしています。

親御さんがどんなふうに変わっていくのかというものが、次ページにあります。「親が子どもに向き合うために」というところがありますけれども、実際に虐待をしてしまった

親御さんは、最初は怒りでいっぱいです。何で子供を取られたんやということだったり、自分自身の罪障感もあるので、そこは出さずに怒っておられたり闘争モードみたいな感じになっていらっしゃる。その中で私たちが出会っていくのですけれども、実は子供に最初から関心を向ける方はほとんどいなくて、最初は自分のことばかりというような状況から、少しずつ、支援者を安心の基地にしながら、子供に関心を向けたり、子供に向かって観察ができるようになっていく。虐待をした行為について内省するのは一番最後の段階になっていくと思います。これはとても難しく最大の探索と私は思っているのですけれども、実際にはどんなことがあって、自分が何をしたのかということを経験と一緒に考えるという感じになっています。その中では、本当に児童相談所に保護されなかったら自分は子供を殺していたかもしれないと言われる方もいらっしゃる、保護してもらえたことはよかったとか、これからも何かあったら児童相談所を頼らないといけなと言われる方もいます。すぐに引き取りたいって最初は言っておられた方が、今の自分の病状では引き取りは難しく、自分ではなくて里親さんにしばらく育ててもらわないといけなとか、違う養育をお願いしたいと考えるようになった方もあります。お一人お一人の異なったプロセスを経ます。

次のページは支援のためのアセスメントで、私たちは児童相談所の委託を受けているので、その中で児童相談所の児童福祉司さんと施設の先生や里親さんと一緒に親子の状況を確認していき、この親子にとって何が困っていてどんな支援が必要かということをお話していきます。最終的に共通の支援のためのアセスメントをしていくという感じなんです。

最後は親も子も安心感がないと生きていけない。最後のこの「安心感の輪」の図は、親御さんとも使いますし、支援者とも使います。皆さんも見られたことがある「安心感の輪」の図だと思うのですが、子供が、安心の基地、安心感があると、チャレンジができる、不安があると、また大切な大人の下に、安全な避難所に戻ってくるという、左側が養育者の手とよく説明されます。基地と避難所があるから、子供は前に進めたり探索ができます。この図は親御さんも一緒に、親御さんも、子育てにうまくいかず失敗したときに避難所がない方たちがほとんどで、避難所があるともう一回やり直せる。でも、避難所がないからやり直せなくてずっと不安なまま抱えているという形で、この避難所が不可欠と考えています。それがなければ虐待の再発を防げないと考えます。

最後のページになります。チャイルド・リソース・センターでは、スタッフはたった11名なのです。プログラムでできることは限られていますので、今は、2つ目の柱、社会的擁護に関わる人々が学び・つながる場をつくっていきたいということで、実際にはファシリテーターの養成をしたり、一緒に「安心感の輪」のことを学ぶ機会をつくったりしています。保護者支援をする中では、皆さんと子供を支えるために保護者を支えるという共通の軸というか、北極星、目指すところを共にしていきたいなと思って、今日は資料としてこの中身を提出させていただきました。

どうも御清聴をありがとうございました。

○吉田座長 どうもありがとうございました。

議論の時間を十分に確保するため、申し訳ございませんが、ただいまの宮口構成員の御説明につきまして御質問がございましたら、関連する議論の際に併せて御発言いただければと思います。

まず、資料1の「1. 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方、一時保護の解除後の処遇の決定手続における課題について」の御議論をお願いいたします。

御発言いただく前に、挙手いただくか、ウェブ参加の方は「手を挙げる」機能を御利用ください。お願いいたします。

いかがでしょうか。

川瀬構成員、お願いいたします。

○川瀬構成員 川瀬でございます。

まず、この5ページの「論点」を見ながら、気づいたことを少し共有させていただきます。

まず、(1) アセスメントのところなのですが、これまでも申ししているとおりなのですが、このアセスメントは絶対評価でなければならないわけなのですが、保護所の入所率だったり、あるいは、保護すべき子どもの数だったり、様々な要因で相対評価化してしまっているのではないかという懸念があります。この会で議論することではないかもしれませんが、今後、一時保護所ではなくて児童相談所自体の第三者評価をどうしていくかを考えていくときに、児童相談所が対応すべき家庭や人口、範囲、保護所の入所率など、いろいろな要因でアセスメントが適正に行えない可能性、アセスメントにどのようにバイアスがかかるか、バイアスリスクについてメタ的な評価を取り入れていくことが大事なのではないかと思っています。

(3) 児童の意見表明について、別の検討会でも議論しているところでありますが、先ほどの保護者の「本当のことを言うと子どもを返してもらえなくなる」というお言葉にあったとおり、子どもからしても、本当のことを言うと、家に帰りたいのに帰れなくなるとか、誰かを傷つけてしまうとか、そういうことで、子どもが意向を伝えることにかなりハードルがあるわけですね。ですので、子どもから意向を聞いている比率自体も100%ではないということもお示しいただきましたけれども、子どもの意向を聞いている、聞ける体制を取っているからといって、それがきちんと利害関係から解放された環境で子どもが意向を言えているのか、伝えることができているのか。例えば、自分が本当に思っていることを言ってしまったら親だけではなくて自分にとって大切なきょうだいや学校の友達、先生かと離れなければならない。あるいは、先の見通しが取れない中で自分の本当の気持ちを言えないというような、子どもが意向を表明する、意見表明をする際にどういうハードルがあるのかということもきちんと念頭に置きながら、子どもの意向聴取をより強化していく必要があるかと思っています。

前回、一時保護所は門だとお話ししたのですけれども、この家庭復帰の際のチェックリストの中にも子ども自身がヘルプを出せるかどうかという項目がありますけれども、私はこれをすごく重要だと思っています。自分自身がこういうことをされたらノーと言っているんだとか、こういうところに行けば助けてもらえるのだということをきちんと子ども自身が理解できているか、あるいは、そういう想定をした練習ができているかということも含めて、子どもを家庭に返して、万が一思わしくないことがあったときにきちんと次の手が打てるかを検討していくことが大事かと思っています。

すみません。長くなりました。以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

橋本和明構成員、お願いいたします。

○橋本和明構成員 アセスメントなのですけれども、資料の7ページに家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストとあります。これはないよりもあったほうが絶対にいいわけなのですが、私が考えているのは、主観的にチェックするのではあまり意味がないと。さっきも川瀬構成員が言われましたけれども、どこの事実をもってこれがチェックできているかということが非常に大事なことで、主観的にやってもあまり意味がない。さっき宮口構成員も言われましたけれども、関係ができてくると何かいいふうにつけたがるというところがありますよね。でも、どういう事実をもってそういうふうチェックをしたか、こういう事実でこうだと、そこが説明できるものでないと意味がない。僕の感じでは、児童相談所のチェックリストはどうも主観的に流れてしまうあるいは状況に流れてしまうところがあるのかなと。そこら辺をどう確立していくかが大事なことかと思っています。

○吉田座長 チェックリストの使い方でしょうかね。

○橋本和明構成員 はい。

○吉田座長 ありがとうございます。

リモートのほうで、鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

このアセスメントに関しては、いつも私が申し上げているデータ分析の話ですけれども、これは一時保護の解除等にも非常に役に立つと思います。ただ、一時保護決定のときのいろいろな状況よりも、解除のときのほうが様々な要素を考えて決定していかなければいけないということで、そのためのいろいろなデータがたくさん要すると思うのですね。例えば、三重県のデータだけではなかなか正確な予測ができないところもあると思いますので、一つの件だけでなく、他の県とかのデータも集め、その中で一つのパターンが見えてくるということになれば、こういう場合は帰してもいいとか、こういう場合はまだ非常にリスクが高いということが見えてくるのではないかと思っています。

私からは、以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

続きまして、リモートのほうで、橋本佳子構成員、お願いいたします。

○橋本佳子構成員 アセスメントのところで、先ほど橋本和明構成員もおっしゃっていたかと思うのですが、実際に保護解除の会議に出ている立場として、主観的になりがちだなというのは本当にすごく感じているところです。特にアセスメントをする前提として、事実が何だったのか、その客観的裏づけをちゃんと取れているのかというのは結構児童相談所でばらつきがあるのではないかと考えています。例えば、けがをしたお子さんを一時保護したときに、何でけがをしたのかというのは基本的にお子さんと保護者から聞いて、そこで調査としては終わってしまうケースも多いのかなと思うのですが、けがの機序を法医学医にちゃんと聞くとか、その辺の客観的裏づけを取ることを踏まえて、その客観的事実を前提としてどういうふうにあセスメントをしていくのかというのを徹底すべきではないかと考えています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

中村構成員、お願いいたします。

○中村構成員 中村です。

このアセスメントに関して、先ほどの宮口構成員のお話でもありました保護者支援に向けてということも関連するかと思いますが、そもそもこのアセスメントがしっかりされていない中で保護者支援プログラムの実施は難しいのでは。親子のニーズがきっちりアセスメントをできていない中で、取りあえず保護者支援を入れましようとなっていないかという問題点を私は持っています。そもそもこの親子にどのような保護者支援プログラムが必要なのか、それは児童相談所の職員が実施する内容でいいのか、先ほど宮口構成員がおっしゃっていた親の安全性や安全基地というときに処遇決定の機関が支援プログラムをそもそもできるのかという限界の部分とかもあると思います。その辺がこのアセスメントにしっかり載っているのか、もし載っていないのであれば、そこも含めたアセスメントをしないといけないのではないかと。

もう一点は、帰った後に重篤な死亡事件が起きたというのは、帰った後のプランがどこまでしっかり練られていたかということが関係するのではと思います。先ほど両構成員から主観的な部分があるのではないかという御指摘があったと思いますが、そういう状況であればなおさら帰った後のリスクはすごく高まるのではと思います。私は、今、里親支援の仕事もしていて、子供たちが家庭に帰っていくことのサポートも含めた里親支援をしています。子供が帰った後の区市町村でその親子をどういうふうサポートをしているのかというのが見えない部分もあるので、その辺も一時保護解除に当たってのアセスメントに盛り込んでいただきたいと思っています。多分まだ多くの児童相談所がそこまでできていないのではないかなと感じるところもありますので、意見として述べさせていただきます。

○吉田座長 ありがとうございました。

今、アセスメントのお話が出ていますけれども、ほかにいかがでしょうか。

藤林構成員、お願いいたします。

○藤林構成員 似たような意見なのですけれども、橋本構成員が言われたように、児童福祉司や児童心理司のソーシャルワーク技術だけではなくて、常勤弁護士や非常勤であっても弁護士がいて、何の事実に基づいてこのような解除をするのか、または、何の事実に基づいてこのような支援プランを行うのかということところがとても重要かと思っています。

日本の児童保護システムは裁判所が関与していないので、その意味では、解除に当たってより法的な事実に基づく支援プランをしっかりとっていくことが児童相談所に求められているのかなど。その意味で、児童相談所にいる弁護士とソーシャルワーカー、児童心理司または医師との協働がとてもキーになっていくのではないかと思います。

その中で、もしその支援が中断する可能性があるとか、または、支援の成果がなかなか上がらないとかがもし想定されるのであれば、積極的に2号措置を行っていく、または、2号措置ではなくてこの後に議論になるような審判前の指導勧告制度を使っていくといったことを、法律の専門家である弁護士と協働して使いこなしていくことが必要ではないかと思っています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

川瀬構成員、お願いいたします。

○川瀬構成員 先ほどから客観的なアセスメントをどう確立するかということが一つのテーマになっていると思うのですが、鈴木構成員にお伺いしたいのですけれども、解除のときの必要なデータがより多くて複雑で、特定地域だけではなくて広域的に集める必要があるというお話だったかと思うのですけれども、どのような手順を踏んでいけばデータを広域的に集めることができるのか、何が 필요한のか、今考えていらっしゃるがあればもう少し詳しく教えていただきたいと思いました。

○吉田座長 鈴木構成員、お願いします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

三重県も、この初夏の頃から、タブレットを導入してデータを集めるような体制を取っております。その中で、いわゆるチェックリストのようなもののデータとともに、いろいろな日常の記録を入れる中で、その中から必要なデータを取っていく形を想定しているのです。同様の形を他県でも一緒に取り組む中で、例えば、そういう解除に向けてのいろいろな項目が見えてくるのではないかと思います。

それに関連して、例えば、同じようなデータとして、死亡事例の検証報告やCDRのデータも入れていけば、そういうものも参考にフィードバックが出てくるのではないかと思います。そういう意味では、データを取るといってはなかなか大変な作業で、なるべく現場のケースワーカーの業務を減らすことも要すると思うのですけれども、それは日常の記録

をつくったりする中で一緒にデータが取れていけばいいなと思います。そういうものが全国展開できればいいなと思うのです。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

その点に関連して、藤林構成員にお聞きしたいのですけれども、以前に全児相で一時保護のケースを全部集めてビッグデータ解析をするということがありましたけれども、それと同じようにして、全児相がそうした一時保護解除や措置解除についてのデータを集めて分析するという計画は今のところはないのでしょうか。

○藤林構成員 全児相の動きを私が全部把握しているわけではないので、よく覚えていないのですけれども。全児相ではなくて厚労省の調査研究事業でAIを活用した調査研究が行われていると思うのですけれども、よく把握しておりませんので、すみません。

○吉田座長 そうですか。いずれにしろ、そのレベルでのデータを集めることが今度は解除についても必要だということですよ。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 アセスメントとカンファレンスの皆さんのお話を聞いていて、ごもっともだなと思っていますが、一方で、児相の現実の処遇会議の件数と割当ての時間からいって、これをやってくれ、あれをやってくれと言ったときにどうなってしまうのかというのは気にはなるのです。だから、別の言い方で言うと、単位をもっと細分化するとか、抜本的なことをセットで提案してあげないと、客観的な情報をちゃんと入れましようとかという、やるが増えるだけになって、実際の現場がどう動くのだろうかというのは気にはなるのです。むしろ児相の方でその辺の御提案があるのであれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○吉田座長 御意見と御質問をいただきました。児相関係の構成員の方々、いかがでしょうか。児相の負担の問題ですよ。また後ほどでも結構ですけれども。

藤林構成員、お願いいたします。

○藤林構成員 一時保護の決定以上に一時保護の解除はとても重要な判断なので、それは慎重に行っているわけなのですけれども、これは人手が足りる・足りないという問題ではなくて絶対にしないといけないことであり、先ほど言いましたように、事実に基づいた慎重な判断を行うということだと思います。

先ほど橋本構成員が言われた法医学診断をもっと活用していいのではないかと思うのです。これは昨年度の厚労省の調査研究事業で報告がなされているわけなのですけれども、全国的に法医学診断が使われていない。幾つかの自治体、福岡市とか、千葉県さんとか、かなりの件数を法医学に見せているわけなのですけれども、法医学診断なしで帰すというのは我々からするとかなり危ないなと思っているのですよね。こういう工夫だけでもかなり精度が上がっていくのではないかとはいえます。

○吉田座長 ありがとうございます。一つの御提案をいただきました。

鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 例えば、一時保護の決定や解除は、カンファレンス、児童相談所の会議で決定することになっているわけなのですが、その会議自体も、参加者にどんな人がいるのかによって、内容のレベルが変わってくるわけなのです。そういう中で、一定のレベルを維持しようとする、現場のそこにいる人たちだけではなくて、いろいろな客観的なデータが生かされることが非常に大事なのではないかと思います。当然、そこには弁護士さんや法医学の先生の意見も入れていけると思うのです。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

橋本和明構成員、お願いいたします。

○橋本和明構成員 事実を集めるというのは、頭で意識していてもなかなか収集できないのですよね。だから、僕は面接の技術だと思います。相手の気持ちを受容して共感的に聴く、これは臨床面接なのですが、これではなかなか事実アプローチできない。もっと調査面接みたいなところをしっかりと持って、主観的事実と客観的事実を分けてちゃんとそこにアプローチできる面接の技術がないと、なかなか相手の気持ちを受容しただけではうまくいかないと考えています。さっきから出ていますけれども、そういう意味では弁護士さんは非常に事実をしっかり押さえていく技法を持っておられるので、そういうところと一緒に協働してやる、一緒に面接に入っていくということももっと考えていいのではないかと考えています。

○吉田座長 ありがとうございます。いろいろな視点からの御指摘をいただいております。ほかにいかがでしょうか。

中村構成員、お願いいたします。

○中村構成員 2点あります。

一つは、措置にはならず一時保護を何度も繰り返されているお子さんがいたり、区市町村からの子どもの情報がとても少ないというお子さんがいたりという状況もあると思います。アセスメントを考えると、情報がどの程度まで取られているのかが重要だと思っています。さっき手法の話もあったかと思いますが、そもそも情報の収集が足りていないのではと考えていることが1点目。帰すとなったら、本当に子供たちの生活の場におけるしっかりとサポート体制とかも含めた情報収集がちゃんとされているのかという疑問というか、不安があります。

もう一つは、(2)と(3)に通じると思いますが、カンファレンスのときに先ほども鈴木構成員がおっしゃっていた内部だけというのではなくて、第三者や専門性のある方に入ってもらうという事も必要だと考えます。さらに、親も子の意見も聴取し、このカンファレンスでちゃんと意見も含めた審議がされているかという点があります。意見聴取がちゃんとされていない中で児童相談所の職員だけの決定は本当に適切と言えるのかという

事をすごく思っています。（3）は今後のアドボカシーのシステムの構築とも関連してくるのだろうと思います。現在は、内部だけで審議されている状況を考えると、適切な判断の適切とはどのようにはかっているのか、客観性はあるのかなと考えています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私も意見を持っておりまして、まず、アセスメントに関しまして、今、皆様方がおっしゃった内容をお聞きしていると、今のアセスメントの方式ないしチェックリストでよろしいのかどうか。手引きができて随分時間がたって、その間にいろいろな知見も深まっている。これを活用するというのであれば、チェックリストの見直しなり、アセスメントのやり方なりをもう一度整理する。これが手引きに反映されれば一番いいのですけれども、そうでなくても通知等でこれをしっかり共有することは必要になってくるだろうと。これまで児童養護施設の準用ということで来ていますけれども、一時保護の解除と児童養護施設等の措置解除とは質が違うわけですから、このチェックリストをそのまま準用ということではないのではないかとということが一つ。

専門家の意見をお聴きするときに、一つは、今、措置部会というのでしょうか、入所措置で、親の意向と反する、子供の意向と反する場合には、措置部会、権利擁護部会等で専門家の方に聞きますよね。今度は、一時保護の解除面でも、危険性があるとか、児相の判断だけでは難しいという場合にはその部会にかけるということで、皆さん方がおっしゃったような専門性のある方々の意見をお聴きするという場はそれでできるのではないかと思います。

もう一つ、この後の市町村との連携ですけれども、市町村の情報共有は、例えば、市区町村の要対協の実務者会議等であれば、一時保護解除をした後に市区町村でどういう対応をするのかはそこで議論できるはずなので、それをもっと活用するというのもあっていいのではないかとというのが私の意見なのです。ですので、新しく制度をつくるというのもありますけれども、今ある制度をもう少し使い切るまたは改善していくことから始めてよろしいのではないかとというのが私の意見です。

長くなりましたけれども、そういうことで、一時保護解除のアセスメントというところで御議論いただいておりますけれども、カンファレンスの在り方については、今、皆さん方から意見をいただいたし、私のほうでもお話しさせていただいて、意見表明のところはいかがでしょうか。先ほど川瀬構成員からお話しいただきましたけれども、一時保護解除に当たっての児童の意見表明という点ですが、特にございませんでしょうか。

ここも、前の一時保護開始のときの意見表明と同じように、意見表明を支援できる人の存在またはそのサポートが必要にもなってくるかと思えます。

もう一つ、まだ御議論いただいていないのが、一時保護解除後の処遇の決定手続における課題ということで、特に費用負担の問題ですね。これは前にも出てきましたけれども、

親の同意を取るときにこの費用負担が一つネックになっているということですが、今後、費用負担の在り方、特に28条審判を経たような場合の減免措置とか、いろいろな方策またはそれ自体が不必要なのではないかという御指摘もあるようですけれども、この点はいかがでしょうか。特に児相関係の方でいかがでしょうか。

藤林構成員、お願いできますでしょうか。

○藤林構成員 費用負担の考え方をどう考えていくのかというのはとても難しいと思うのです。我々福岡市ではそんなに経験はないのですけれども、ほかの児童相談所で、費用負担があるために3号措置の同意が得られなかった、そのために非常に重大な事態が起こったといったことを聞いたりしておりますので、本当に費用徴収を行うべきなのかどうかというのは多方面から考えていかなければならない段階にあるのではないかと考えています。これを国内の他制度だけで検討するのではなくて、そもそも国際的にどうなっているのかというのもぜひ調べてほしいところです。いわゆる代替養育は、要するに、パブリックに責任を持って養育していくという精神なわけですから、その場合に費用負担を行うというのはどういう理屈になるのか、私にもよく分からないところなので、様々な分野の方々からの意見を参考に、ここはじっくりと検討すべき課題ではないかと考えています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

費用負担の点は、ほかにいかがでしょうか。

私から事務局に質問なのですけれども、ケース全体として見たときに、今回のアンケートの中で、費用負担で本来負担すべきものが負担できていないとか、親が応じないとか、その件数や割合はありましたか。

○野村大臣官房総務課企画官 実際にどの程度負担されているかといいますと、基本的には全てのケースにおいて費用負担を求めるといって実務上は行っているはずですが、ただ、実際にその徴収といった部分については、今年の7月の数字ですけれども、実際に回答があった児相のうち大体6割程度を徴収させていただいている、要は、あとの4割はお願いしてもお金を払っていただくようなことがされていないといった数字はございます。そういった状況でございます。

○吉田座長 6割程度の負担状況にとどまっているということで、その理由もいろいろあると思うのですけれども。分かりました。

高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 費用負担の問題は慎重に審議していただきたいという藤林構成員の意見と基本的には一緒なのですが、民法的には離婚して親権のない親でも扶養義務は残っているという考え方をしているのです、単純に施設に入って公的養育に入るから親が一円も払わなくていいという話にはシンプルにはならないと考えています。

もう一つ、根本的な問題として、現実に多分ほとんどの児相が施設入所を説得しているワーカーが費用負担の話もしているというところにケースワーク上の難しさの根本がある

ような気がするので、お金を取るか取らないかというだけではなくて、その部門としてどこでやるのかとか、どういう仕組みでやるのかとか、その話も併せて検討していただいたほうがいいかと思っています。

○吉田座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

川瀬構成員、お願いいたします。

○川瀬構成員 今の高橋構成員のお話に重ねて、私は学校に勤めているもので、学校では給食費の滞納とかが問題になって、昨年、学校給食費の徴収のガイドラインを文部科学省がつくって、公会計化を進めています。要は、保護者との関係をつくらなければならない学校が徴収をする、担任や教頭先生から「給食費を払ってください」と電話をかけたりしていたのですけれども、そうではなくお金を請求する別のルートをつくっているのが、児童相談所のケースワーカーが取りにいくのではない、別ルートをきちんとつくっていくことが大事かと私も思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

宮口構成員、お願いいたします。

○宮口構成員 私も高橋構成員と同じ意見なのですけれども、今、児童相談所の児童福祉司が、お金のことも言い、処遇のことも言いというので、現実的にすごく大変な状況になっていることを聞いています。

例えば、ある保護者の方は、ワーカーさんから自分への罰金みたいな形で、罰金やからこのお金を払えみたいな感じに言われると思われまされたり、徴収金が増えることに対して、こんなに頑張っているのに徴収金も、費用負担が変わっていったりすることに対して、変に児相のワーカーさんに怒りが向いたりという現実を見ています。処遇をしていく中ではすごく大変なことだと考えていて、立場を変えろというのか、役割を分担することは、保護者からしても必要なのではないかと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかに、費用徴収の件でございますでしょうか。よろしいですか。

土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 土居です。

負担金の徴収について、今、様々な意見が出ているのですけれども、例えば、うちの児童相談所でも、確かに施設入所の同意を得た段階で負担金がかかるのですという説明を児童福祉司がしたときに、えっ、お金かかるんかいということで、そこでもう一回説得のし直しという場面は何回か経験はしておるのです。ただ、先ほど別の構成員が言われたように、児童福祉司に怒りが向くというのは経験したことがなくて、地域差もあるのかなと感じました。

うちの児童相談所の場合は、負担金が発生するよという説明自体は児童福祉司が行っておるのですけれども、徴収担当は総務が担当してしまっていて、全然別の職員が徴収決定をし

て、払ってもらえない場合に家庭訪問をしたりとか、あるいは、差押えの準備をしたりしているのですけれども、今のところ、徴収部門、総務のほうも大分親の怒りを気にしているようなところはあって、そっちの職員も大分しんどいような状況です。

何が言いたいかという、部門を分けてもしんどいのはしんどいなというところがあって、ここは一つの課題かと思っております。私が基本的に思うのは、確かに保護者に負担金を課すというはある意味正しいのかもしれないのですけれども、逆に、子供の立場に立って見たときに、そこで子供の養育の安定性が害されるようなことがあってはならないなと考えていて、その視点も必要かなと思って発言させていただきました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

1番目の論点、アセスメント、カンファレンスについて、また、一時保護解除後の決定手続の点については、御意見はございませんでしょうか。

なければ、大きな2番目の論点、「2. 保護者指導・支援の在り方について」では、児童相談所及び市町村における保護者支援・指導の在り方について、また、2番目としては保護者指導における司法関与の在り方について、それぞれについて細かい論点がありますけれども、こちらの点についての御意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

橋本和明構成員、お願ひいたします。

○橋本和明構成員 よろしくお願ひします。

いろいろ冒頭に宮口構成員からプログラムを紹介していただいて、批判するわけでは全然ありませんので誤解のないようにしてほしいのですが、いろいろ何とかプログラムとありますが、どのプログラムがどの人に効果的なのか、そのエビデンスがまだ確立されていない。何でもやればいいというわけでもないわけですね。その点、法務省はそこを非常に厳格に考えられていて、例えば、刑務所で性加害をした受刑者に対してプログラムをやると、重い性加害をした人にはこのプログラムで再犯が低くなるけれども、軽い性加害をした人にこのプログラムをやると再犯が増えるというエビデンスなども出していて、このプログラムは駄目だということをやっているわけですね。そこは国がどんなふうになんどのプログラムをと考えて責任を持ってやっておられるわけですが、その点を考えると、虐待のプログラム、保護者のプログラムは、その辺を任せておられるだけで、そのエビデンスがどうもない。そこら辺をもっと確立していかないと、プログラムはいっぱいあるけれども、効果検証みたいところがどうも少ないような感じがしています。

○吉田座長 ありがとうございます。とても大事な御指摘をいただきました。

もしよろしければ、宮口構成員、何か。

○宮口構成員 ありがとうございます。

エビデンスが必要といつも言われていることです。効果測定が、虐待の分野ではかなり難しく、対象としている人が虐待をしている親御さんと子供ということで、比較研究も

難しくてというところがあります。

ただ、どういう人にどういうものが意味があるのか、効果があるのかということは私たちの団体も必要です。しかし、効果検証をし、プログラムのエビデンスを出していくためには、それはそれでさらに専門性が要って費用も要るところは実際にあります。CRCでもやっと2年前から外部の機関の大学の先生に入っていて、効果研究を行っているところで、それをするのも保障がない中では財政的にも厳しいと考えています。と今は必要なのでやっているのですけれども、親子にとってのプログラムの意味を考える上で大事だと思っています。

虐待をした保護者の支援でプログラムを行ったときの効果として何を見るのかといったときには、最初はどれだけ家庭復帰ができるのかみたいなことを言われた時期もあったのです。それで、経済的な効果、予算を取るときには措置費と比べたらというところを問われたりすることもありました。プログラムを継続していくときには経済的な効果を言わなくてはいけなかったりとか、保護者にとって、子供にとってどうかというところの研究の部分と2つがあるなど、言いながら、思っています。両方ともできているところはまだ数少ないと思います。でも、やっていらっしゃる先生もあると思うので、ぜひそこは話したいと思っています。

○吉田座長 どうもありがとうございます。効果測定の難しさももちろんありますよね。

効果測定、有効性に関するエビデンス等々の点は、何かございますか。

久保野構成員、お願いいたします。

○久保野構成員 ありがとうございます。

久保野でございます。

プログラムについて、私自身は直接の知見があるわけではありませんが、たまたま分野横断的な研究プロジェクトに参加した中で、理化学研究所所属の先生が、今回の一覧表に挙がっているようなプログラムのうちの複数のものについて、研究助成を受ける形で行って、その効果について一定の発信をされているというものに接したことがございまして、限られたものではあるかもしれませんが、そのような既存のものがあるかないかということについて、今回という意味ではなく、もし可能でしたら分かる範囲で事務局からお示しただけるとありがたいと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。貴重な情報をいただきました。

高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 エビデンスが必要というのは私も一方で賛成しますが、もう一方で、現実に児童相談所が何をできているのかということについて、やれていることがとても少ないというのが気にはなっています。それはどうしてそうなるのかということを見ると、児相が発信しなければいけない、児相が決めてこれをやろうみたいな形にならなければいけなくて、宮口構成員のように自分で仕事を辞めて飛び込んで開発してそれを児相に

売り込んでくれるようなスーパーマンが世の中にどれだけいるのかと言われると、なかなか厳しいというのがあると思うのですよね。

でも、それはどうしてかという、民間の人が何かを思い立って、こういうことがもしかしたらいろいろな親子に役に立つもしれないと思ったときに、お金がつくのか、それにちゃんと相手を取り合ってくれるのか、公的な機関が取り合ってくれるのかとか、その部分はとても大きいと思っています。

だから、上から発信だけでは限界があると僕は思っていて、下からの発信を受ける受皿を国の制度としてきちんと予算化をしていく作業が必要かと思うのです。ただ、そうすると、いろいろなものが雨後のタケノコのように立ち上がってくるので、まさにおっしゃるようにエビデンスの問題が発生してきて、ちゃんとやれているものにきちんとお金をつけていくと思うのですけれども、今はまだ何も生まれてきていないところなので、まずはそっちの制度づくり、仕組みづくりをぜひやっていただきたいなと思っています。

○吉田座長 今の御発言で、下からというのは、例えば、NPOなどがこういうプログラムを開発したり、実施したり、これをさらに後押しするということですか。

○高橋構成員 そうです。そういう意味です。

○吉田座長 ありがとうございます。

川瀬構成員、お願いいたします。

○川瀬構成員 ちょっと違う話になってしまうのですけれども、このプログラムを受けること自体が、ある意味、レッテルを貼られることとか、スティグマ化してしまう可能性も考えなければいけないのかなと思っています。そもそも日本の社会がどういう現状にあるかということをもっと広く考えてみると、今、虐待が社会問題化して行って、どこかで虐待が起きていないかと、みんなが検知しようとするような社会になりつつあるわけですね。そうなってくると、自分は子育てが大変だなとか、リスクがあるなと思っている人ほど自分には関係がないと思いたい、支援プログラムから遠ざかることによって「自分は大丈夫なのだ」と思いたいところがあると思うのです。虐待をする親に対する風当たりがこれだけ厳しい中で、「虐待をした親たちの支援プログラムです」と言うことが果たしてよいのかとか、市町村レベルでの子育て支援プログラムとどう連動していくのかみたいなこととか、そういうことも含めて、このプログラムがリスクが高い人たちにどう受け止めてもらえるかが大事なのかなと思いました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

藤林構成員、お願いいたします。

○藤林構成員 いわゆる3号措置の場合には、措置費として公費が出たり負担金も発生したりするわけなのですけれども、在宅指導の場合には特に公費が発生しない。どうしても児童相談所が自前のプログラムを提供するというので、場合によれば、児童家庭支援センターに委託、指導措置というところがあるわけなのですけれども、その場合に具体的な措置

費が発生しないので、場合によれば、サービスを提供する側の手出しが発生してしまうのではないかと思うのですね。

その観点からいくと、もし本格的にきめ細かな在宅支援、在宅指導のためのプログラムなりをもっと提供していこうとするのであれば、在宅指導措置の措置費を考えていくといった、何か仕組みを考えていくことも必要ではないかと思います。高橋構成員の意見とほぼ同じなのですが、そうしていくことによって、本当にこのケースに対してこのプログラムが有効である、そのために措置費も出すのだとなるのであれば、そのプログラムが本当に有効かといったエビデンスをしっかりと研究しなければならない。こういった施策と研究と現場とが一体となった発展が必要ではないかと。多分アメリカやイギリスもそういった発展で在宅のプログラムが発展していったのではないかと思うのですが、今後、海外の動向も研究しながら、そんなこともぜひ進めてほしいと思います。

そうすることによって、全国には、宮口さんのところのようなNPOはそんなにどこにでもないかもしれませんが、少なくとも児童家庭支援センターはかなりの都道府県にあるわけなので、それぞれの児童家庭支援センターから在宅指導措置ということで措置費が入って、その公費の中でスキルを学んだりスーパーバイズを受けたりしながらプログラムを提供していければ、全国のどこの都道府県でも同じようなサービスが展開できるのではないかと思っています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

このプログラムの実施につきましては、ほかに何かございますでしょうか。

聞くとところによりますと、虐待したという事実を認めない親御さんの場合には、なぜこのプログラムを受けなければいけないのだという反発もあるということで、なかなかこの土俵に乗ってもらいにくいということもあろうかと思いますが、この資料を見ると、プログラムの回数が多いですね。だから、資料にもありましたように、離脱率が結構高くなってしまったということになってくれば、プログラムの在り方それ自体もやはり見直してもいいのかなと。

もう一つは、今、藤林構成員がおっしゃったように、児童家庭支援センターの活用はありますけれども、場合によっては市区町村レベルで保健センターの保健師さんがこうしたプログラムを受けるといことであれば裾野はもっと広がるだろうし、また、民間の人であっても先ほどの宮口構成員のようなNPOの研修を受けてということがあるので、その担い手をさらに増やしていく。今回の国の取組の中にもそうしたものが含まれていますので、これをもっと活用することになろうかと思います。とても大事なところですよ。

この点につきましては、ほかにございますでしょうか。保護者指導・支援の現状をどう評価するか、保護者指導・支援の質の担保をどうするか。

宮口構成員、お願いいたします。

○宮口構成員 宮口でございます。

先ほど藤林構成員からのお話しもありましたようにCRCのプログラムも、私たち一団体だけでは限界があって、実際に福岡でも、児童家庭支援センターの方が、養成講座を受けて、CRCのスーパーバイズを受けながら、やってくださっています。少しずつそういうふうに行けるところからやっていくというところはあるのかなど。児童家庭支援センターのような既存の資源を活用するということはあると思います。

本当に私みたいなおたくというか、このことに集中しやりたいと思ってこの活動をされるというのは少ないと思います。けれども、私が今必要だと思っているのは、例えば、一時保護から帰る時に必要な視点の共有です。先ほどお話しにあったように、長い期間を通えない保護者の方はたくさんありますよね。最低限、児相と親とはこんなことを共有しようみたいな短期のプログラムで、例えば、子供の欲求を理解するためとか、子供と安全に暮らせるためとか、共通のテーマのものが一時保護の解除のときに何かできるというなどの思いがあります。それは児童相談所職員も共有するものであって、心理職の人がその担い手になってほしいと思います。すごく集中的な支援を絶対にしないといけないレッドゾーンの本当に再虐待が危ない人に向けての専門性の部分と、在宅でどのような形で子供とやっていけるのかという人たちに提供するもので両方あると思うので、そういう仕組みが、全部が全部、プログラム、一部の専門家のみがやるということではなくても、支援者が共有できる何かがないのかなと考えています。

○吉田座長 ありがとうございます。重層的に考えていこうということですよ。

ほかはよろしいでしょうか。

あとは、保護者指導における司法関与の在り方についての御意見をまだいただけておりません。平成29年度の改正で保護者指導勧告が拡大しましたがけれども、高田構成員、御発言をお願いいたします。

○高田構成員 ありがとうございます。

意見というのではなくて質問なのですけれども、この司法関与の在り方を考える手がかりとして、裁判所サイドにお伺いできればと思います。

お聞きしたいのは、この保護者指導勧告制度ですけれども、28条の承認の審判事件との関連で、保護者指導勧告等の要否とか、その内容の適否などを判断する形になっているかと思うのですが、これは実際にどのように行われているのかということと、とりわけ先ほども出てきました審判前の勧告の取扱いの仕方をお伺いしたい。また、そうした勧告について審理や判断をするということでは何か困難を伴う点といったものを伺えたら、ありがたく存じます。

よろしくをお願いいたします。

○吉田座長 ありがとうございます。

御質問いただいたということですね。

今井構成員、よろしいでしょうか。

○今井構成員 28条事件の審判前の勧告がどのような手続で行われているかというお話で

すけれども、一般的には、児童相談所側等からの勧告を求める上申等を受けて、その内容を検討して、その妥当性等があるのであればその勧告という形で行っているのではないかと思います。実際の件数的にはここにあるとおりに少ないということになっていて、その原因としては上申の提出自体が少ないことに基づいているかと思っています。どのような場合に勧告をすべきかというのは、結局、裁判官が個々に事案において判断するという内容になるかと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

高田構成員、よろしいでしょうか。

引き続き、裁判所からの勧告について御意見を承ります。

高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 これは幾つか問題があると思うのですが、一つは、勧告が児童相談所に対して出ていて保護者に出ていないというところがあります。ただ、その点は、根本的な28条とかの枠組みの問題があって、今の裁判所の関わり方は、児童相談所がやろうとしたことについて、裁判所がそれはいいよと承認するかどうかという形になっているので、裁判所が保護者に勧告することが枠組み上の問題として本当にできるのかという本質的な議論とかも出発点としてはあると思うのですね。私は、個人的にはそれは可能だろうと思っはいるのですけれども、その辺を司法の側がきちんと整理をしておかないと、まず、そもそも勧告をどう捉えて、どの程度裁判所が積極的にできるかという問題があると思っはいます。

審判中の勧告について、実際に出されたケースを聞いてきたのですけれども、審判中の勧告に至るのは、裁判所が児童相談所の申立てを受けて審議をした結果、このまま承認していいのかどうか悩んだケースで、裁判所からそれなりの心証開示があって、今、これは悩んでいるのだという話が出たときに、児童相談所の側で、それなら審判中の勧告という制度でもうちょっと考えてもらいたいという形でオーダーを出したと伺っているケースが幾つかあります。実際の勧告の内容は、先ほど今井構成員が言われたものと同じように、基本的には児童相談所が上申をして、それに基づいて裁判所が適切と判断した内容で勧告を出されたと伺っています。

幾つかのパターンがあるのですけれども、勧告を出されて、その勧告を使ってやれる期間がそんなに長くないので、その間、保護者は勧告には従って、結論としては、28条は取下げになったり却下になったりと終わるのですけれども、その後、そのケースがどうなったかという、あまりうまくいっているところはなくて、裁判所の枠組みが外れたら保護者の態度が変わってしまって児相と関係がうまく取れなくなったというケースもあると聞いているので、勧告が入ったことはやれることが増えたという意味ではいい部分はあると思っはいるのですが、現状の法改正についても、今、私のほうで聞きかじったものを御説明はしているのですが、いろいろなところでそれをちゃんと共有して検証してどういう制度が

いいのかというのはやっていかないとまずいいのかと思っています。

長くなって申し訳ないのですが、もう一つ言うと、この勧告という制度が児童相談所のやることに裁判所が了解するという仕組みにしてしまうことが本来はおかしいと思っていて、裁判所は裁判所として独自の判断で、このケースはこうあるべきだという意見を言ってもらうのが本来の裁判所の立ち位置だろうし、在り方だろうと思っているので、現状は、先ほど言ったように、上申が出て、上申を踏まえて勧告が出ているけれども、そこが児相の現場として誤解をされていないといいなと思っています。

つまり、勧告をきちんとやっていこうとなっていて、裁判所が主体的に考えていけば、児相の上申とは違う勧告が出る可能性も当然あるのだろうということを前提に、制度論としては議論していかないと駄目かなと思っています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

小平構成員、もう少しお待ちください。今はこれを続けて、その後でまた御発言をお願いします。

杉山構成員、お願いします。

○杉山構成員 杉山です。

保護者指導の勧告について、裁判所が直接勧告できるようにすべきかという問題以前に、この制度を改正したときには、審判前と、さらには、却下をして、家庭に戻したときに使うことが期待されたと思いますがあまりそのような使われ方がされたケースがない理由をきちんと分析する必要があると思います。児福法自体は勧告を出すために申立てを求めているわけではないので、条文上は上申がなくても裁判所は出せることにはなっているのだと思いますが、実際に、参考資料3などを拝見しますと、具体的な内容の勧告が上申されていて、ほぼそれに従う形で裁判所が判断していることがうかがわれるかと思います。抽象的な内容に勧告を出すということであれば、あるいは、具体的な義務の履行を勧告するということはできると思うのですけれども、具体的な指導内容について裁判所が独自に判断を出すことには限界がありまして、そこは行政の役割なのではなかろうかと思っています。

いずれにせよ、現行法の下では、実際には上申書などが出ないと裁判所は判断できないと思いますので、そもそもなぜ上申がないのか、この制度について周知がされていないのでそもそも上申書が出されていないのか、それとも、具体的な指導内容まで求めるような形で上申書を書くのが負担になっているのかとか、そこを少し分析した上で、今ある障害を取り払うことを検討して、ま現行の制度をもう少し活用できるような方向で考えてみるのいいのではないかと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

活用の課題ということで資料1の37ページに、報告事例があった児相となかった児相、効果が見られた児相と見られなかった児相でなぜ効果が見られないのかという説明があり

ますけれども、もう少し深掘りした調査研究が欲しいということですね。実際に、参考資料3を見ても、上申書で、要は、児相が求めた勧告と同内容の勧告がなされたというのが圧倒的に多いということで、言わば児相の行おうとしている措置にお墨つきを与える形になって、この資料でいうと3ページ目に出された勧告の内容が詳しく書かれているものは本当に数少ないということになってくると、今お話になったようなそれぞれの問題がどうもありそうだとこのところかと思えます。

司法関与に関しまして、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

久保野構成員から、先にお願いたします。司法関与ですね。

○久保野構成員 恐れ入ります。久保野でございます。

司法関与について、基本的には、まず、指導措置がどのような根拠に基づいてどのようになされるのかということについて、行政側での精緻化といいますか、基本的には行政側がより専門性を発揮できる分野なのではないかという趣旨の御発言が今あったと理解しているのですけれども、まず、それに同感でございます。

古くなりますが、イギリスのことを勉強したことがありますして、イギリスでは裁判所の関わりは日本よりも積極的であり継続的だと言えらると思うのですけれども、そこで日々の状況に応じての判断ができるものが行政であって、行政と裁判所がどこで役割分担をするのかということについては、綱引きといいますか、基本は個別の指導がどうあるべきかといったことについては行政が専門性を持っているという見方がされているのではないかとこの印象を持ったことがございます。

質問なのですけれども、数が少ないわけですが、参考資料3に求めた勧告の内容の例が出ておりますけれども、指導措置の内容としてこれらのものが割と典型的なのかどうか、以前参加させていただいていた司法関与に関する検討会でも、議論の中で、指導措置がどのようにどうなされているかということについて、少なくとも当時はあまりに明確なイメージを私自身はあまり持てなかったということがございまして、指導措置といえばここに並んでいるようなものという印象のものなのか、あるいは、実は多様なものがあってあまり定型化されていないものなのかといった辺りの、指導措置のやり方についての基準とか、どのぐらい細かいものをどのように示すかとか、それらについての実際の実務がどうなっているかということについて、できたら参考資料3で求めた勧告の内容を御覧になったときに、実務的にどのぐらい標準的かといったこと等について教えていただけたらありがたいと思えます。

○吉田座長 御質問いただきましたけれども、児童相談所関係ということで、いかがでしょうか。

藤林構成員、お願いできますでしょうか。

○藤林構成員 今、指名いただいて、参考資料3を読んでいるのですけれども、まだ十分に参考資料3を読みこなせていないのですが、大体こんな内容ではないかなと思うのですけれども、橋本構成員、土居構成員からも意見を出してほしいのですけれども、この勧告

制度を児童相談所が使おうと思うと、非常に使いにくいというか、テクニカルな問題がありまして、要するに、児童相談所としては、何とか在宅指導にしたい、そのためには何らかの形で2号指導措置よりは強制力を持った在宅指導をしたいという意図があつて家裁に申し立てるのですけれども、その際に申し立てる手段が28条という分離を前提とした申し立てを使うというところに難しさがあります。多分、常勤の弁護士がいて、または、常勤的な弁護士がいて、かなりソーシャルワークと一緒に考えないと難しいのではないかと、ところが件数の少なさに関係しているのではないかと考えています。また、このような分離を前提とした28条を申し立てつつ、在宅指導をワーカーとして期待するというケース自体もそんなに多くあるわけではありませんので、もう少し活用のしやすい制度に変えていけばケース数は増えていくのではないかと考えています。

お答えになったかどうか分かりませんが。

○吉田座長 久保野構成員、よろしいでしょうか。

○久保野構成員 結構です。ありがとうございました。

○吉田座長 ただいま、久保野構成員からの御質問と藤林構成員の御回答がございましたけれども、参考資料3について事務局から補足の説明があるということですので、お願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室長補佐 久保野先生の御質問に若干事務局から補足させていただきますと、まず、勧告の上申の内容、また、それを受けた勧告の内容について、定型化というか、フォーマットは定まっておられません。どれぐらい具体的なものなのかというのは、参考資料3にありますように、個々のケースによるということで、これこれのプログラムを受講するよにといった具体的なものから2～3行の抽象的なものまで、それぞれいろいろなものがあるのが現状でございます。

以上です。

○吉田座長 特に定型的なものはないということですね。

久保野構成員、お願いいたします。

○久保野構成員 一言だけ、よろしいですか。

もしかしたら無理なのかもしれないのですけれども、ケースによって違うのか、児相によって違うのかというのがあるかないかがもし分かると参考になると思います。児相によってというのは、そこは出せない情報なのかもしれませんが、地域的な分布とか、児相による違い、スタンスの違いが大きいのかどうか分かれば分かりやすいなと思った次第です。

以上です。

○吉田座長 特に御回答は要りませんね。

分かりました。

高橋構成員、司法関与ですね。お願いいたします。

○高橋構成員 事務局は答えにくいところなので、弁護士で集まって聞いているとどうな

のかというと、ずばり言ってしまうと、神奈川の弁護士は使ったことがあるという人が多いです。ほかの地域で使ったことがあるという人はあまり多くはないです。ただ、先ほど御紹介した審判中の勧告は神奈川ではなくてもうちちょっと西のほうで2件が実際に出ていたりもするので、完全にすっぱり分かれているわけでもないと思います。でも、偏りがあるというのは多分そのとおりだと思っていて、それこそ僕も土居さんや橋本さんに聞きたいのですけれども、結局、関わっている弁護士によってもこの制度の評価が随分ずれているというのが実態かなと思っています。

○吉田座長 ありがとうございます。補足の御意見をいただきました。

あとはよろしいでしょうか。ございませんか。

土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 土居です。

資料1の37ページに具体的な意見が出ているうち、「報告事例があった児童相談所」の上に「勧告を経て効果が見られた例を挙げた児童相談所」とあって、その「主な回答内容」の一番下のボツのところに、先ほど藤林構成員が言われたようなことが書かれてあって、私はこれに全く同感なのです。私自身は、和歌山県内の児童相談所で指導勧告を求めた事例は一件もありません。ある意味、弁護士によるというのはそうなのかもしれません。

その背景にあるのはこの一番下のボツなのです。現行の28条の審理を利用した制度は親子分離を求めながら在宅指導を求めるものであるため非常に使いにくい制度になっているという回答がなされているのですけれども、28条をやる案件は、承認を求めてやる案件がほとんどというか、全部というか、そういった形にうちの児童相談所ではなっているので、その中で、これまで裁判所から指導勧告を出さないのですかと問われたこともないですし、こちらからこれは指導勧告を求める案件なのですよと言ったこともないというのが実情です。

私自身が考えているのは、先ほど藤林構成員も言われておったのですけれども、指導勧告を求めたい事例はあるのですよ。だけれども、別にそれは28条をして求めたいわけではなくて、別の申立制度なりなんなりをつくれればいいのではないかと思っていて、要は、28条の制度はちょっと重た過ぎるので、それを利用して指導勧告を求めようという気が起こらないといえますか、それだったら承認を求めるよねという形になってしまっているのかなと私自身は思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

児童相談所の回答、児童相談所で勤務されている弁護士の方の回答ということで、制度それ自体がなかなか使いにくいということがあられるようですね。

ほかに、司法関与でございますでしょうか。よろしいですか。

全体について御意見をいただきましたけれども、まだ若干時間が残っておりますので、論点1の部分で一時保護解除に当たってのアセスメントとカンファレンスの問題、2番目の保護者指導・支援の在り方について、全体について御意見をいただきたいと思いますが、

まず、小平構成員から保護者支援についての御発言をいただけるということですので、お願いいたします。

○小平構成員 東京都の児童相談所の小平と申します。

児童相談所でやる保護者支援プログラムという点では、先ほどの議論でも先生方がおっしゃっていたように、エビデンスを出す難しさは非常にございまして、現状としては、海外でエビデンスの出ているものを、一覧表にあるような、PCIT、AF-CBT、TF-CBTといったものに私どもは取り組んではいるのですけれども、重篤な事例にそういったすごく手間のかかるものを入れて、ピラミッド型でさらに広く浅くという点ではもう少し心理教育的な幅広い親グループでのプログラムといった二層構造をやっていきなるといいかなと思っています。特に心理司さんや福祉司さんは、人材育成が非常に課題になって、新しい若い方が非常に多いので、やる側もどんな方にも取り組めるようなプログラムが必要かと思っています。

先ほどいろいろお話にあった強制力を持ってぜひプログラムに取り組んでほしい親はたくさんいるのですけれども、その場合でもきちんと効果の実証されたものを提供できなくなかなか説明がつかないというところもあるので、その経験を積み重ねていく時期かと思っています。

○吉田座長 ありがとうございます。

全体でまだ発言し残しているという構成員の方がおられましたら、お願いいたします。皆さん、よろしいでしょうか。

皆さんに御意見を出していただいたようです。

本日は、幅広く御意見をいただきました。なお、各構成員におかれましては、追加の御意見等がございましたら、後ほど事務局にお寄せください。

最後に、事務局から今後の日程など連絡事項をお願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室長補佐 次回につきましては、関係者からのヒアリングを予定しております。

日程は、調整の上、後日、御連絡いたします。

資料等について御意見がございましたら、事務局まで御連絡ください。

以上です。

○吉田座長 本日の検討会は、これにて閉会といたします。

御出席の皆様方、どうもありがとうございました。